

# 松 原 市 分 別 収 集 計 画

令和4年7月

松原市

## 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、以上の観点からごみの減量と資源化の推進に積極的に取り組み、平成元年9月からカン・びんの分別収集を実施し、平成10年2月からペットボトル・紙パック・段ボールの分別収集、平成12年11月から廃プラスチック容器包装の分別収集を実施している。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たって、基本的方向を以下に示す。

- ・ 市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的に進める。
- ・ 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減に努める。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	6,599t	6,555t	6,512t	6,468t	6,425t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### 1. 啓発活動

- ・広報等を通じ、以下の取組みの周知・啓発を行う。

- ①マイバッグ・マイボトルの持参
- ②過剰包装の抑制
- ③リターナブル容器の積極的な利用

- ・イベントの実施

「ごみ減量・リサイクル推進週間」に合わせて各種イベントを行う。

### 2. 廃棄物減量等推進審議会による検討

令和4～5年度にかけて「松原市一般廃棄物処理基本計画」を策定するに当たり、ごみの減量化、リサイクルの推進に向け審議する予定である。

### 3. 廃棄物減量等推進員

市のごみ減量施策への協力やごみの分別、リサイクルの推進などごみの排出抑制や再資源化について、地域で活動していただく市民のリーダーとして、「廃棄物減量等推進員」を委嘱し、市と市民が一体となって容器包装廃棄物の排出の抑制に努める。

### 4. 市政出前講座

松原市の現状・課題を説明しながら、ごみ減量・リサイクルの必要性について、認識を深めてもらう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶
主として ガラス製の容器	びん
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール紙
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器包装廃棄物
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装廃棄物

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの  
量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（t）

（法第8条第2項4号）

（単位：トン）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	180		179		178		177		175	
主としてアルミ製の容器	12		12		12		12		12	
無色のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	213		212		210		209		207	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	0	213	0	212	0	210	0	209	0	207
茶色のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	196		195		193		192		191	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	0	196	0	195	0	193	0	192	0	191
その他のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	177		176		174		173		172	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	177	0	176	0	174	0	173	0	172	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	487		484		481		477		474	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	42		42		42		41		41	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	0	42	0	42	0	42	0	41	0	41
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	309		307		305		303		300	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	0	309	0	307	0	305	0	303	0	300
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	763		758		752		747		742	
うち白色トレイ	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	763	0	758	0	752	0	747	0	742	0
	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	0		0		0		0		0	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの  
 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める  
 物の量の見込みの積算方法

(特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令  
 で定める物の量の見込み)

= (令和3年度分別基準適合物等の収集実績) × (人口変動率の平均値)

令和5年～令和9年度までの人口については、平成30年～令和3年度までにおける  
 人口変動率の平均値と令和3年度の人口を基に令和9年度までの推計人口を算出。(1  
 00人未満切捨)

令和5年度 = 令和3年度人口 × 人口変動率の平均値

令和6年度 = 令和5年度推計人口 × 人口変動率の平均値

令和7年度 = 令和6年度推計人口 × 人口変動率の平均値

令和8年度 = 令和7年度推計人口 × 人口変動率の平均値

令和9年度 = 令和8年度推計人口 × 人口変動率の平均値

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
116,400人	115,600人	114,800人	114,000人	113,200人
(令和3年度比)	(令和3年度比)	(令和3年度比)	(令和3年度比)	(令和3年度比)
98.63%	97.95%	97.27%	96.60%	95.92%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、飲料用紙製容器、段ボールについては、引き続き定期収集のほか、集団回収による回収も実施することとする。

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類	収集 運搬段階	選別・保管等 段階
主としてスチール製の容器	市による定期収集	民間業者
主としてアルミ製の容器		
無色のガラス製容器		
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	市による定期収集 集団回収	
主として段ボール製の容器		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	市による定期収集	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	市による定期収集	



## 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物については、民間の処理施設において、選別等を行う。

## 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集計画を効率的に進めていくため、以下の取組を進める。

### 1. 廃棄物減量等推進員によるごみの排出抑制等の推進

ごみの分別やリサイクルの推進などそれぞれの地域での活動を進める。

発足 平成8年3月

推進員 39名（令和2年12月現在）

任期 2年

活動内容 \* 集団回収の促進  
\* 分別排出の徹底と再資源化の促進  
\* 買い物袋持参や過剰包装をなくす等のごみの減量活動

### 2. 集団回収報奨金制度の推進

ごみの減量化と資源の再利用を推進するため、子ども会等の営利を目的としない団体を対象とした集団回収報奨金制度を実施する。

実施開始月 平成7年7月

対象品目 新聞紙、雑誌、段ボール紙、牛乳パック、古布

報奨金の額 1kg当たり3円（令和4年4月現在）

申請団体数 141団体（令和4年4月現在）

### 3. 松原市廃棄物減量等推進審議会（附属機関）

一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する。

発足 平成5年10月

委員構成 学識経験者2名、民間団体の代表者8名、市議会議員4名、  
市職員1名

合計 15名